

2 6 陳 情 第 3 号	「新宿区議会ホームページの、請願書・陳情書の記載例」 に関する陳情
付 託 委 員 会	議会・行財政改革特別委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 6 年 1 月 2 0 日 受 理、平成 2 6 年 2 月 2 5 日 付 託
陳 情 者	羽村市川崎_____

## ( 要 旨 )

掲記の記載例は、「①要旨は複数で良い。②理由も複数で良い」とされている。しかし、審議の過程にて、及び採択・不採択の決定時に、無用な議論が生じないように次記を提案します。

- 1 要旨は一つ。関連が有り同様な判定がなされそうな類似要旨であれば複数も可。
- 2 理由は、関連が有り同様な判定がなされそうな類似理由であれば複数も可。  
同様な判定が期待できない理由の場合、分けた請願・陳情にする。

## ( 理 由 )

- 1 陳情者は、自身が提出した「地方自治法第 1 2 4 条改正についての意見書提出に関する陳情」において、理由二つは内容が全然異なっているので、理由を一つずつ書いた二通を受け付けに提出した。理由二つへの判定が○と×になった場合、採択されるべき陳情内に×が含まれている事に抵抗を感じて不採択に挙手する委員がおられるかもしれないと感じたからである。要旨が複数も同様である。
- 2 詳述すれば、明らかな誤字を含む陳情が採択される時、「誤字は訂正して」との条件が要求されることは容易に想定できる。よって、陳情が採択される時、「×と判定した理由の部分は削除して」と要求されると、その陳情の修正と再審査が必要になって適切な会議運営とは言えない。
- 3 よって要旨の如き、先を読んだ書き方の例示が必要と考える。